

芦屋市工事請負契約に係る現場代理人取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人の資格要件、工事現場への常駐義務及びその緩和措置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 現場代理人は、入札参加申請日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等）と3か月以上の直接的雇用関係にある者でなければならない。

(常駐義務)

第3条 現場代理人は、受注者の代理人として、工事現場の運営、取締り等を適正に行う必要があるため、当該工事のみを担当し、当該工事に係る打合せ又は資材購入等のため一時的に現場を離れる場合を除き、作業期間中工事現場に常駐していなければならない。

(常駐を要しない期間等)

第4条 現場代理人は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる期間においては、当該工事現場への常駐を要しないものとする。ただし、第6条の規定による場合を除き、他の工事の現場代理人を兼任することはできないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の施工を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届提出後、検査までの期間

2 前項第2号の期間には、天候不良等による短期間の中止期間は含まないものとする。

3 第1項第3号の工場製作のみが行われている期間においては、受注者は、工場製作過程における品質管理、安全管理等に関して責任の持てる施工体制を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる期間は、工事ごとに設計図書又は工事打合せ書その他の書面により明示するものとする。

(兼任を認める対象工事)

第5条 現場代理人の兼任を認める対象工事は、次の第1号に掲げる要件のいずれかを満たすとともに、第2号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、工事担当課が安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、これを認めないものとする。

(1) 個別要件

- ア 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり3,500万円未満の工事（単価契約によるものを除く。）
- イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた工事
- ウ 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である工事（工場製作のみが行われている期間に限る。）

(2) 共通要件

- ア 芦屋市（水道事業及び病院事業を含む。以下同じ。）又は兵庫県発注の工事であること。
- イ 工事場所が芦屋市内であること。

2 前項ただし書きの規定を適用する場合は、特記仕様書等において、現場代理人の兼任を認めない旨を明示するものとする。

(令2・一部改正)

(兼任をすることができる工事の件数)

第6条 同一者が現場代理人を兼任することができる工事の件数は2件までとする。ただし、芦屋市発注の工事のみを兼任する場合は3件まで兼任することができるものとする。

(令2・追加)

(兼任を認める条件)

第7条 前条の兼任を認める対象工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- (2) 兼任する工事現場のいずれかに常駐していること。

(3) 必要に応じて現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

(令 2・一部改正)

(兼任等の手続き)

第 8 条 受注者は、前 2 条の規定により現場代理人を兼任しようとする場合は、契約締結時に「現場代理人兼任届 (様式 1 号)」を契約所管課に提出しなければならない。

2 受注者は、兼任をしている工事の一方が竣工した場合など現場代理人の兼任が必要なくなったときは、「現場代理人兼任解除届」(様式 2 号)を契約所管課に提出するものとする。

(契約変更にかかる取扱)

第 9 条 現場代理人の兼任を認める工事において、変更契約により請負金額の合計額が 3, 5 0 0 万円以上となった場合においても引き続き兼任を認めるものとする。ただし、市長は、1 件の工事請負代金が 3, 5 0 0 万円以上となった場合は、兼任を解除し新たに現場代理人の選任を求めることができるものとする。

(令 2・追加)

(受注者の責務)

第 1 0 条 第 1 条から前条までの規定は、現場代理人を兼任する工事について、契約書等の規定で工事現場に現場代理人を常駐させることを前提とした責務を免除するものではない。また、技術者の専任義務を緩和するものではない。

2 受注者は、現場代理人を兼任させることによって、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の適正な履行が確保されないと認められる場合は、兼任を解除し、受注者の責任において、直ちに新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(令 2・追加)

(現場代理人の兼任の取り消し等)

第 1 1 条 現場代理人が兼任する工事において、虚偽の届出はもとより、現場体制の不備又は工事の不良等が確認された場合は、現場代理人の兼任を取り消すとともに、指名停止等の必要な措置を行う。

(令 2・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告又は指名を行う契約について適用し、それ以前の契約については、なお従前の例による。